

平成 18 年 12 月 5 日

移動観光案内所使用規則

(目的)

第 1 条 この規則は、おこしやす“やましな”協議会（以下「協議会」という。）の移動観光案内所の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 協議会の移動観光案内所の名称は、「おこしやす“やましな”号」とする。

(使用)

第 3 条 おこしやす“やましな”号は、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 協議会の事業に使用する場合
- (2) 協議会の事業以外で、山科の観光振興に資するなど、協議会の目的に合致すると認められる場合
- (3) その他会長が特に認める場合

(申請書の提出)

第 4 条 協議会の事業以外の場合において、協議会の会員又は会員以外の者がおこしやす“やましな”号を使用するときは、事前におこしやす“やましな”号使用申請書（第 1 号様式）を提出し、会長の許可を得なければならない。

(使用に当たっての義務)

第 5 条 使用又はそれに伴う保管等に当っては、交通法規等を遵守する他、善良な管理者としての注意を持って行わなければならない。

- 2 道路使用許可等使用に際して必要な許可は、使用者において手続きを行わなければならない。
- 3 燃料は使用者の負担とし、使用者は燃料タンクを満たした状態で返却しなければならない。

(禁止事項)

第 6 条 使用者は許可した使用目的及び条件以外ではおこしやす“やましな”号を使用してはならない。

- 2 使用者はおこしやす“やましな”号を無断で第 3 者に貸してはならない。
- 3 おこしやす“やましな”号の使用又は保管等に当っては、使用者は第 3 者に迷惑を及ぼしてはならない。

(返却の義務)

第 7 条 使用者はおこしやす“やましな”号の使用期間が終了すれば、直ちに返却しなければならない。

(使用の取消)

第 8 条 使用者がおこしやす“やましな”号を適正に使用又は保管等をしていないと認められる場合は、協議会はおこしやす“やましな”号の使用許可を取り消し、使用者に返却を命じる。

2 返却を命じられた場合、使用者は直ちにおこしやす“やましな”号を返却しなければならない。

(損害の賠償)

第 9 条 おこしやす“やましな”号に損害を与えた場合、使用者は賠償しなければならない。

2 おこしやす“やましな”号の使用に際して第 3 者に損害を与えたときは、使用者が一切の損害について賠償の責に任ずるものとする。

(補則)

第 10 条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から実施する。